

路上に屋外広告物を設置する際はご注意ください！！

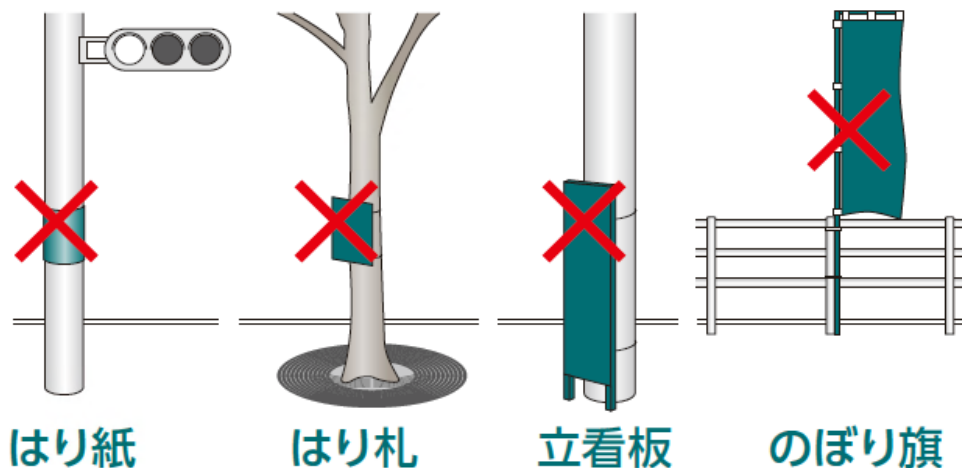
皆さんが、外出した際に目にするお店の看板や建物の名称等と同じように、ポスターやのぼり旗等も「屋外広告物」に該当します。

「福島市屋外広告物条例」では、この屋外広告物を設置する際のルールを定め、歩行者への安全確保や美しい街並みづくりの創出に努めています。

(Q)どのような広告物が路上における違反広告物になりますか？

(A)路上の信号機、標識、電柱、街路灯、街路樹等に設置された、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗等の簡易な広告物を言います。

<イメージ図>



※これらは一例ですが、福島市屋外広告物条例で表示又は掲出を禁止している「禁止物件」に該当します。

上記以外の「禁止物件」

橋りょう・トンネル・高架構造物・分離帯・防護柵・駒止め・防雪防砂施設・パーキングメーター・消火栓・火災報知器・火の見やぐら・郵便ポスト・電話ボックス、路上変電塔・銅像・神仏像・記念碑・石垣・擁壁・送電塔・送受信塔・照明塔・煙突・ガスタンク・水道タンク・その他タンク

◆ポスター等の簡易広告物を市内に設置する場合には、市に申請が必要となりますので、設置する際には、右記の担当係までご相談ください。

【お問い合わせ先】

福島市役所
都市政策部 都市計画課 景観係
電話：024-573-4979
FAX：024-533-0026